

# 優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

テレビ共同受信機器（光伝送）

Master Antenna TV Optical System Components

BLS OTV : 2015

2015年8月31日公表・施行

一般財団法人 **ニタ-リビ-ンゴ**



# 目 次

## 優良住宅部品認定基準 テレビ共同受信機器（光伝送）

### I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 構成部品の材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

### II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係わる要求性能
  - 1.1 機能の確保
    - 1.1.1 部品の電氣的性能規定のための施設運用条件
    - 1.1.2 部品の機能
  - 1.2 安全性の確保
    - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安全性の確保
    - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
    - 1.2.3 健康上の安全性の確保
    - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
  - 1.3 耐久性の確保
  - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
    - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
    - 1.4.2 光伝送機器のライフサイクルの各段階における環境配慮
      - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
      - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
      - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
      - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
      - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
      - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係わる要求事項
  - 2.1 適切な品質管理の実施
  - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
    - 2.2.1 適切な品質保証の実施
    - 2.2.2 確実な供給体制の確保
    - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
      - 2.2.3.1 維持管理のし易さへの配慮
      - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

#### 2.2.4 確実な維持管理体制の整備

##### 2.2.4.1 相談窓口の整備

##### 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

##### 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係わる情報の管理

#### 2.3 適切な施工の担保

##### 2.3.1 適切なインターフェイスの設定

##### 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

#### 3 情報の提供に係わる要求性能

##### 3.1 基本性能に関する情報提供

##### 3.2 使用時に関する情報提供

##### 3.3 維持管理に関する情報提供

##### 3.4 施工に関する情報提供

### Ⅲ. 附則

## 優良住宅部品認定基準

### テレビ共同受信機器（光伝送）

#### I. 総則

##### 1. 適用範囲

テレビ放送の視聴に用いる光伝送用の光送信機、光受信機、光増幅器、光分配機、V-ONU で構成されるテレビ共同受信機器で、住宅のほか、事務所、学校、病院、ホテル又は旅館に設置するものに適用する。

##### 2. 用語の定義

- a) 光送信機(E/O)：周波数多重された電気信号を増幅して光信号に変換する装置。
- b) 光受信機(O/E)：光信号を電気信号に変換する装置。
- c) 光増幅器：光信号を増幅する装置。
- d) 光分配器：光信号を分配する機器。
- e) V-ONU (Video Optical Network Unit)：映像用光加入者線終端装置と訳され、放送系の光信号を電気信号に変換する端末装置。
- f) テレビジョン放送波：日本国内での受信を目的とした地上テレビジョン放送・BS放送・110度CS放送をいう。
- g) CATV：光ファイバケーブルや同軸ケーブルを敷設し、これを利用してテレビ放送や自主放送、インターネットサービス、ケーブル電話などを行い、これらのサービスを希望する利用者に提供する多目的有線放送設備やサービスをいう。
- h) SMATV：Satellite Master Antenna Television の略称で集合住宅におけるテレビジョン放送共同受信システム。(自営のアンテナ他の受信点設備によりテレビジョン放送波を受信し伝送を行う。)
- i) 管理区域：適切なレーザー安全教育を受け認定された要員だけが侵入可能とする管理手段が講じられている場所。
- j) 制限区域：一般人が通常侵入できない場所であり、適切なレーザー安全教育を受けていない可能性があるが認定された人は侵入可能な制限が講じられている場所。
- k) 非制限区域：一般の人の侵入が制限されていない場所。
- l) 自営 PT 盤：外部からの光回線と棟内光幹線ファイバケーブルの接続点で、管理分岐点となる配線盤をいう。PT：Premise Terminator
- m) PD 盤：棟内光幹線ファイバケーブルと水平（横引き）光ファイバケーブルとを接続する配線盤をいう。PD：Premise Distributor

### 3. 部品の構成

構成部品は表－1とし、種類と型式を表－2とする。認定の単位は、型式毎とする。また、住棟内光配線設備は別に定められた「優良住宅部品認定基準 光配線システム機器 BLS OC：2013」を適用する。

表－1 構成部品

種類	主要構成部品	構成の種類	特記事項
光送信機	筐体	●	
	内部部品、回路等	●	
	ビス・ボルト等金具類	○	サブラック仕様品におけるサブラックを含む
	電源ケーブル	●	
光受信機	筐体	●	
	内部部品、回路等	●	
	ビス・ボルト等金具類	○	サブラック仕様品におけるサブラックを含む
	電源ケーブル	●	
光増幅器	筐体	●	
	内部部品、回路等	●	
	ビス・ボルト等金具類	○	サブラック仕様品におけるサブラックを含む
	電源ケーブル	●	
光分配器	筐体	●	
	内部部品、回路等	●	
	ビス・ボルト等金具類	○	サブラック仕様品におけるサブラックを含む
V-ONU	筐体	●	
	内部部品、回路等	●	
	ビス・ボルト等金具類	○	
	電源ケーブル	●	

●：(必須構成部品) 住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：(セットフリー部品) 必須校正部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

表－2 種類と型式

種類		型式	備考	
光送信機	ラック取付け	EO-1R	屋内用	
	壁面取付け	EO-1		
光受信機	ラック取付け	OE-1R	屋内用	
	壁面取付け	OE-1		
光増幅器	ラック取付け	出力 14dBm	屋内用	
		出力 20dBm		OA-2R
	壁面取付け	出力 14dBm	OA-1	屋内用
		出力 20dBm	OA-2	
光分配器	ラック取付け	分配数 2	屋内用	
		分配数 4		OD-4R
		分配数 8		OD-8R
		分配数 16		OD-16R
		分配数 32		OD-32R
V-ONU	壁面取付け	SMATV 用	屋内用	
		CATV 用		VO-2

#### 4. 構成部品の材料

必須構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、または、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

#### 5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は原則として以下とする。

- 1) 取付け下地の確認
- 2) 部品の取付け
- 3) 光ファイバケーブルまたは、同軸ケーブルとの接続
- 4) 取付け施工後の調整、確認、検査

## 6. 寸法

各機器型式の寸法は表-3を満足すること。

表-3 各機器型式の寸法

種類	型式	縦 (mm 以下)	横 (mm 以下)	奥行き (mm 以下)	備考
光送信機	EO-1R	—	—	—	ラック取付け仕様
	EO-1	300	300	90	
光受信機	OE-1R	—	—	—	ラック取付け仕様
	OE-1	300	300	90	
光増幅器	OA-1R	—	—	—	ラック取付け仕様
	OA-2R	—	—	—	
	OA-1	300	300	90	
	OA-2	300	300	90	
光分配器	OD-2R	—	—	—	ラック取付け仕様
	OD-4R	—	—	—	
	OD-8R	—	—	—	
	OD-16R	—	—	—	
	OD-32R	—	—	—	
V-ONU	VO-1	250	250	70	
	VO-2	250	250	70	

\*ラック取付け仕様部品は、EIA-310-D 規格(アメリカ電子工業会)の 19 インチラックに取付け可能なこと。および JIS C 6010-2:1998「電子機器用ラック及びユニットシャーシのモジュラオーダー第 2 部：25mm 実装のインタフェース整合寸法」に規定するラックに取付け可能であること。



## II. 要求事項

### 1 住宅部品の性能等に係わる要求事項

#### 1. 1 機能の確保

##### 1.1.1 部品の電氣的性能規定のための施設運用条件

共同受信施設として、SMATV 型施設と CATV 型施設とに区分し、その運用条件について表-4 とする。

表-4 住宅部品性能規定のための施設運用条件

態 項 目	システム形		システム形	
	SMATV		CATV	
光波長 (nm)	1,530~1,625			
周波数帯域 (MHz)	70~770	1,000~2,602	70~770	1,000~2,602
最大伝送容量 (波)	アナログ 11+デジ タル 11	36	アナログ 57+デジ タル 40	36
光変調度 (%)	アナログ 7.0/波 デジタル 2.2/波	2.2/波	アナログ 3.5/波 デジタル 1.1/波	2.0/波
使用温度範囲 (度)	-10~+40			
光増幅器最低入力レベル (dBm)	5 以上 カスケード接続運用時			
V-ONU 光入力レベル (dBm)	-8 以上		-5 以上	

※光変調方式は、強度変調方式とする。

##### 1.1.2 部品の機能

###### a) 光送信機

###### 1) 光送信機の電氣的特性

光送信機は、テレビ信号光伝送時に必要な電氣的特性を満たしていること。

###### 2) 筐体

①EO-1R 型は屋内型であって、EIA-310-D 規格の 19 インチラックに収納可能な構造であること。および JIS C 6010-2:1998 規格のラックに取付け可能であること。

②EO-1 型は屋内型であって、収納箱の木板など壁面に堅固に取り付け可能な構造であること。

###### 3) 基板・回路部品

建物内の設置環境において長期に亘り、安定した性能を確保できる部品により構成されていること。

###### 4) 電源

作動状態の確認できる表示機能を有すること。

###### 5) 電源ケーブル

電気用品安全法施行規則別表第四に定める差込プラグとし、ケーブルは JIS C3306:2000 「ビニルコード」に適合すること。

###### 6) ケーブル接続端子

①電気信号入力端子は、(一社)電子情報技術産業会規格(EIAJ RC-5223A 「高周波

同軸 C15 形コネクタ」)に適合、または、同等の電気的特性を有すること。  
VHF/UHF(CATV)入力端子と BS/CS-IF 入力端子を個別に具備すること。または、共用入力切替機能を具備すること。

EO-1 型は BS/CS-IF 入力端子には DC15V±10%・6W 出力が取出せる機能を有し、入切可能であること。

- ②光信号出力端子は、JIS C 5973:2005「F04 形単心光ファイバコネクタ」に規定される SC 形光ファイバコネクタに適合し、フェルール研磨形状は APC(Angled Physical Contact)研磨とすること。
- ③光信号出力端子は、光コネクタが取外された場合、外部への光信号遮断を目的としたシャッタ機構を有すること。

7) 光変調度確認端子

入力信号(レベル)に連動し光変調度(OMI)を確認可能な端子を具備すること。

b) 光受信機の電気的特性

1) 光受信機の電気的特性

光受信機は、テレビ信号光伝送時に必要な電気的特性を満たしていること。

2) 筐体

- ①OE-1R 型は屋内型であって、EIA-310-D 規格の 19 インチラックに収納可能な構造であること。および JIS C 6010-2:1998 規格のラックに取付け可能であること。
- ②OE-1 型は屋内型であって、収納箱の木板など壁面に堅固に取り付け可能な構造であること。

3) 基板・回路部品

建物内の設置環境において長期に亘り、安定した性能を確保できる部品により構成されていること。

4) 電源

作動状態の確認できる表示機能を有すること。

5) 電源ケーブル

電気用品安全法施行規則別表第四に定める差込プラグとし、ケーブルは JIS C3306:2000「ビニルコード」に適合していること。

6) ケーブル接続端子

- ①電気信号出力端子は、(一社)電子情報技術産業会規格(EIAJ RC-5223A「高周波同軸 C15 形コネクタ」)に適合、または、同等の電気的特性を有すること。
- ②光信号入力端子は、JIS C 5973:2005「F04 形単心光ファイバコネクタ」に規定される SC 形光ファイバコネクタに適合し、フェルール研磨形状は APC(Angled Physical Contact)研磨とすること。

c) 光増幅器

1) 光増幅器の電気的特性

光増幅器は、テレビ信号光伝送時に必要な電気的特性を満たしていること。

2) 筐体

- ①OA-1R 型、OA-2R 型は屋内型であって、EIA-310-D 規格の 19 インチラックに収納可能な構造であること。および JIS C 6010-2:1998 規格のラックに取付け可能であること。
- ②OA-1 型、OA-2 型は屋内型であって、収納箱の木板など壁面に堅固に取り付け可能な構造であること。

- 3) 基板・回路部品
 

建物内の設置環境において長期に亘り、安定した性能を確保できる部品により構成されていること。
  - 4) 電源
 

作動状態の確認できる表示機能を有すること。
  - 5) 電源ケーブル
 

電気用品安全法施行規則別表第四に定める差込プラグとし、ケーブルは JIS C3306:2000「ビニルコード」に適合していること。
  - 6) ケーブル接続端子
    - ①光信号入出力端子は、JIS C 5973:2005「F04 形単心光ファイバコネクタ」に規定される SC 形光ファイバコネクタに適合し、フェルール研磨形状は APC(Angled Physical Contact)研磨とすること。
    - ②光信号縫入出力端子は、光コネクタが取外された場合、外部への光信号遮断を目的としたシャッタ機構を有すること。
- d) 光分配器
- 1) 光分配器の電気的特性
 

光分配器は、テレビ信号光伝送時に必要な電気的特性を満たしていること。
  - 2) 筐体
 

OD-2R 型、OD-4R 型、OD-8R 型、OD-16R 型、OD-32R 型は屋内型であって、EIA-310-D 規格の 19 インチラックに収納可能な構造であること。(要求により JIS C 6010-2:1998 規格に対応可能であること。)
  - 3) 基板・回路部品
 

建物内の設置環境において長期に亘り、安定した性能を確保できる部品により構成されていること。
  - 4) ケーブル接続端子
    - ①光信号入出力端子は、JIS C 5973:2005「F04 形単心光ファイバコネクタ」に規定される SC 形光ファイバコネクタに適合し、フェルール研磨形状は APC(Angled Physical Contact)研磨とすること。
- e) V - ONU
- 1) V-ONU の電気的特性
 

V-ONU は、テレビ信号光伝送時に必要な電気的特性を満たしていること。
  - 2) 筐体
 

収納箱の木板など壁面に堅固に取付け可能な構造であること。
  - 3) 基板・回路部品
 

建物内の設置環境において長期に亘り、安定した性能を確保できる部品により構成されていること。
  - 4) 電源
 

作動状態の確認できる表示機能を有すること。
  - 5) 電源ケーブル
 

電気用品安全法施行規則別表第四に定める差込プラグとし、ケーブルは JIS C3306:2000「ビニルコード」に適合していること。
  - 6) ケーブル接続端子

- ①光信号入力端子は、JIS C 5973:2005「F04形単心光ファイバコネクタ」に規定される SC 形光ファイバコネクタに適合し、フェルール研磨形状は SPC(Super Physical Contact)または、UPC(Ultra Physical Contact)研磨とすること。
- ②電気信号出力端子は、(一社)電子情報技術産業会規格(EIAJ RC-5223A「高周波同軸 C15 形コネクタ」)に適合、または同等の電気的特性を有すること。

## 1.2 安全性の確保

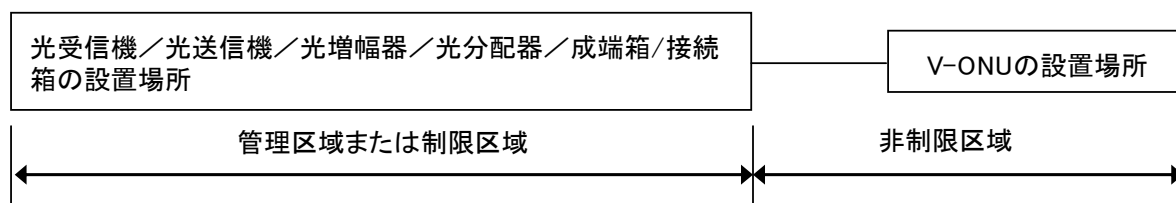
### 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

建物の壁面または、建物内に設置された 19 インチラックに堅固に固定可能な構造であること。

### 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

各機器は、図－1、表－5の施設区域(管理区域、制限区域、非制限区域)に設置されることを考慮し、保守・点検時や光ファイバ切断などの障害発生時の潜在的な危険性(ハザードレベル)について、以下の項目に適合すること。

図－1に施設区域を示す。



図－1 施設区域

表－5に各区域の定義を示す。

表－5 区域の定義

分類	侵入可能者	侵入管理	代表例
管理区域	適切なレーザ安全教育を受けた認定者	技術的または運営管理がされている場所	MDF、MB、ケーブルダクト
制限区域	侵入が許可された認定者	技術的または運営手段により入出が制限されている場所	MDF、MB、ケーブルダクト
非制限区域	一般人	侵入に対する制限がない場所	住戸内のボックス

\*MDF : Main Distributing Frame、MB : Meter Box

## a) 光送信機

## 1) ラベリングまたはマーキング

- ① JIS C 6802:2011 に規定される説明ラベル表示(「不可視レーザー光」、「レーザー光ビームをのぞき込まないこと」、光出力レベル、光波長、レーザーのクラス)が見やすく容易に消えない方法で施してあること。
- ② JIS C 6802:2011 に規定される警告表示(「警告ラベルー危険シンボル」)が見やすく容易に消えない方法で施してあること。
- ③ 施工説明書、取扱説明書にて、出力コネクタより不可視レーザー光が放射されている趣旨ならびに、「レーザー光ビームをのぞき込まないこと」を明確に記載すること。

## 2) 施設区域

管理運用事業者が制限区域または管理区域にて設置運用を行うことを施工説明書、取扱説明書に明確に記載すること。

## b) 光受信機

## 1) ラベリングまたはマーキング

- ① JIS C 6802:2011 に規定される警告表示(「警告ラベルー危険シンボル」)が見やすく容易に消えない方法で施してあること。
- ② 施工説明書、取扱説明書にて、接続される光ファイバケーブルのコネクタ端面より、不可視レーザー光が放射されている趣旨ならびに、「レーザー光ビームをのぞき込まないこと」を明確に記載すること。

## 2) 施設区域

管理運用事業者が制限区域または管理区域にて設置運用を行うことを施工説明書、取扱説明書に明確に記載すること。

## c) 光増幅器

## 1) ラベリングまたはマーキング

- ① JIS C 6802:2011 に規定される説明ラベル表示(「不可視レーザー光」、「レーザー光ビームをのぞき込まないこと」、光出力レベル、光波長、レーザーのクラス)が見やすく容易に消えない方法で施してあること。
- ② JIS C 6802:2011 に規定される警告表示(「警告ラベルー危険シンボル」)が見やすく容易に消えない方法で施してあること。
- ③ 施工説明書、取扱説明書にて、接続される光ファイバケーブルのコネクタ端面ならびに出力コネクタより、不可視レーザー光が放射されている趣旨ならびに、「レーザー光ビームをのぞき込まないこと」を明確に記載すること。

## 2) 施設区域

管理運用事業者が制限区域または管理区域にて設置運用を行うことを施工説明書、取扱説明書に明確に記載すること。

## d) 光分配器

## 1) ハザードに対する対応

- ① 管理運用事業者が設置運用場面に合せて JIS C 6802:2011 に規定される説明ラベルおよび警告ラベルによるラベリングまたはマーキングを行う事を施工説明書、取扱説明書により明確に記載すること。
- ② 施工説明書、取扱説明書にて、接続される光ファイバケーブルのコネクタ端面ならびに出力コネクタより、不可視レーザー光が放射されている趣旨ならびに、「レーザー光ビームをのぞき込まないこと」を明確に記載すること。

## 2) 施設区域

管理運用事業者が制限区域または管理区域にて設置運用を行うことを施工

説明書、取扱説明書に明確に記載すること。

e) V-ONU

1) ハザードに対する対応

施行説明書、取扱説明書にて、接続される光ファイバケーブルのコネクタ端面より、不可視レーザー光が放射されている趣旨ならびに、「レーザー光ビームをのぞき込まないこと」を明確に記載すること。

### 1.2.3 健康上の安全性の確保

施設正常運用時においてはレーザー光そのものが人体に露光することはないことから、正常時は安全性の問題は生じない。しかしながら、保守・点検時や光ファイバ切断などの障害発生時にレーザー光の被爆による健康上の危険性を考慮し、機器製造事業者、設置事業者ならびに管理運用事業者は、以下の処置を講じること。

a) 機器製造事業者；1.2.2 項に規定される安全上の確保。

\*機器へのラベリング、マーキングならびに取扱説明書、施工説明書への記載。

b) 設置事業者、管理運用事業者；1.2.2 項に規定される保安性の確保。

\*機器設置区域の管理、制限の手段の確保と運用。

\*作業員へのレーザー安全教育の実施、認定。

### 1.2.4 火災に対する安全性の確保

難燃性を有すること。また、100V電源を使用して動作する光送信機、光受信機、光増幅器は電源部に安全装置（例：ヒューズ）を設けていること。

## 1.3 耐久性の確保

同軸ケーブル、光ファイバのコネクタ接続部は抜き差しに対して耐久性を有すること。

## 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、任意選択事項であり必須要求事項ではない）

### 1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

### 1.4.2 光伝送機器のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

#### 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されている等、材料の調達時等における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図る等、製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮する等、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮する等、

その他の使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### (1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮)

#### 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮する等、その他の処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合はその内容を明確にすること。

## 2. 供給者の供給体制等に係わる要求事項

### 2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JISQ9001 または同等の品質マネジメントシステムにより生産管理していること。

### 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

#### 2.2.1 適切な品質保証の実施

##### a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

##### b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵(施工の瑕疵を含む。)に応じ、次に定める年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

① 光分配器	5年
② 光送信機・光受信機・光増幅器・V-ONU	2年

#### <免責事項>

- 1 本基準の適用範囲以外に使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 9 消耗部品の消耗に起因する不具合
- 10 電気の供給トラブル等に起因する不具合

#### 2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

#### 2.2.3 適切な維持管理への配慮

##### 2.2.3.1 維持管理のし易さへの配慮

適切なレーザ安全教育を受けて認定された技術者による維持管理がしやすく、

製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

### 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 種類別に設計耐用年数及びその前提条件を明確にしていること。
- c) 取替えパーツがある場合は取替えパーツの部品名、形状、取替え方法などの情報を施工説明書或は取扱説明書などに明示していること。また、取替えパーツの内、消耗品については交換サイクルや頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。なお、機能代替品により10年以上の供給を行うものも含む。

### 2.2.4 確実な維持管理体制の整備

#### 2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 施主・管理者等からの相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 施主・管理者等からの相談窓口の担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

#### 2.2.4.2 維持管理体制の構築等

維持管理体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

#### 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係わる情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

## 2.3 適切な施工の担保

### 2.3.1 適切なインターフェイスの設定

- a) 光送信機の施工性
  - 1) EO-1R型はEIA-310-D規格の19インチラックへの取付け、および同軸ケーブルや光ファイバケーブルの接続作業が確実で容易であること。
  - 2) EO-1型は収納箱の木板など壁面への取付け、および同軸ケーブルや光ファイバケーブルの接続作業が確実で容易であること。
- b) 光受信機の施工性
  - 1) OE-1R型はEIA-310-D規格の19インチラックへの取付け、および同軸ケーブルや光ファイバケーブルの接続作業が確実で容易であること。
  - 2) OE-1型は収納箱の木板など壁面への取付け、および同軸ケーブルや光ファイバケーブルの接続作業が確実で容易であること。
- c) 光増幅器の施工性
  - 1) OA-1R型、OA-2R型はEIA-310-D規格の19インチラックへの取付け、および光ファイバケーブルの接続作業が確実で容易であること。
  - 2) OA-1型、OA-2型は収納箱の木板などの壁面への取付け、および光ファイバケーブルの接続作業が確実で容易であること。
- d) 光分配器の施工性
  - 1) OD-2R型、OD-4R型、OD-8R型、OD-16R型、OD-32R型はEIA-310-D規格の19インチラックへの取付け、および光ファイバケーブルの接続作業が確実で容易であること。
- e) V-ONUの施工性
  - 1) 収納箱の木板等の壁面への取付け、および光ファイバケーブルや同軸ケーブルの接続作業が確実で容易であること。

### 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

適切な施工工法・納まりが適切に定められているとともに、施工上の禁止事項、注



意事項、留意事項が定められていること。

### 3. 情報の提供に係わる要求事項

#### 3.1 基本性能に関する情報提供

少なくとも製品に関する次の基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

- a) 電気的特性
- b) 各種寸法
- c) 光送信機、光受信機、光増幅器、V-ONUにあつては消費電力
- d) 施工上の留意点
- e) 問い合わせ先・ショールーム案内

#### 3.2 使用に関する情報提供

- a) 少なくとも次の使用に関する情報が、分かり易く表現されている取扱説明書、及び保証書により所有者に提供されること
  - 1) 誤使用防止のための指示、警告
  - 2) 事故防止のための指示、警告
  - 3) レーザ光の安全性に関する留意事項
  - 4) 製品の使用方法
  - 5) 製品に関する問合せ先
- b) 無償修理保証の対象及び期間を掲載した保証書またはこれに相当するものがわかりやすく表現されており、かつ、所有者または管理者に提供されること。
- c) 上記保証書などには、部品及び施工の瑕疵ならびにその瑕疵に起因する損害に係わる優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。

#### 3.3 維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

- a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法
- b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間
- c) 清掃方法や清掃時の注意事項
- d) 施主・維持管理者などへの相談窓口

#### 3.4 施工に関する情報提供

少なくとも施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項

- 1) 施工の瑕疵に係わる無償修理保証の対象及び期間
- 2) 保険の付保に関する事項
  - i) 当該部品には部品及び施工の瑕疵ならびにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償保険の付されていることが明記されていること。
  - ii) 施工説明書等で指示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求を出来ることが明記されていること。

### Ⅲ. 附則

1. この認定基準（テレビ共同受信機器（光伝送） BLS OTV：2015）は、2015年8月31日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（テレビ共同受信機器（光伝送） BLS OTV：2013）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日まで、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。



## 優良住宅部品認定基準（テレビ共同受信機器（光伝送））解説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（テレビ共同受信機器（光伝送））」の改正内容等を補足的に説明するものである。

### I 今回の改正内容【Ⅱ.2.2.1】

1. 免責事項の表現の統一

### Ⅱ. 基準改正の履歴

#### 【2013年4月公表・施工】

1. 引用JIS規格年度の更新

#### 【2010年3月公表・施行】

1. 適用範囲の拡大

#### 【2009年3月公表・施工】

1. 評価方法基準の制定

#### 【2008年4月公表・施工】

1. 認定基準の制定